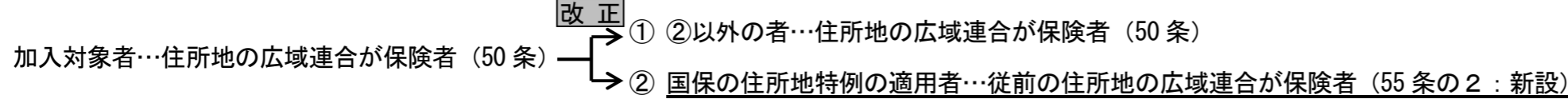
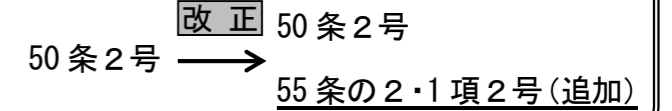


長久手市障害者医療費支給条例等改正参考資料

○ 高齢者の医療の確保に関する法律の改正…国保の住所地特例の適用者が後期高齢者医療の対象になる際の住所地特例の継続（平 30. 4. 1 施行）



○ 条例中の法律引用部分を改正



➤ **住所地特例**…保険の適用は住所地で行うことを原則としているが、被保険者が住所地以外の自治体にある病院、施設等に入院等して住所を変更した場合に、病院等のある自治体の財政負担が過大にならないようにするため、従前の住所地の自治体が保険者となる特例措置

➤ **条例の規定**…後期高齢者医療でも同様の医療費給付制度があるため、除外規定を設けており、この中で法律を引用している。

	高齢者の医療の確保に関する法律	長久手市障害者医療費支給条例	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例
改正前	<p>（被保険者）</p> <p>第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。</p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者</p> <p>② 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある 65 歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者</p> <p>（(3)～(5)略）</p> <p>(6) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第 2 条 この条例により、母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（(1)～(4)略）</p> <p>2 前項及び次条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>（(1)略）</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者</p> <p>（(4)～(6)略）</p> <p>(7) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者</p>
改正後	<p>（被保険者）</p> <p>第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。</p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者</p> <p>② 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの</p> <p>（国民健康保険法第 116 条の 2 の規定の適用を受ける者の特例）</p> <p>第 55 条の 2 国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であって、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第 2 号の場合においては、65 歳以上 75 歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、第 50 条の規定にかかわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第 2 号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第 52 条の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。</p> <p>(1) 75 歳に達したとき。</p> <p>② 厚生労働省令で定めるところにより、第 50 条第 2 号の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。</p> <p>（2 略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある 65 歳以上の者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号又は第 55 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>（以下略）</p>	<p>（受給資格者）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項及び次条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>（(1)略）</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にある者（その者が高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号又は第 55 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）</p> <p>（以下略）</p>